

## 休暇・福利厚生等

### 年次有給休暇

- ・1年につき20日付与されます。
- ・日単位・時間単位で取得できます。
- ・残日数は20日を限度に翌年に繰越できます。

### 特別休暇等

- ・夏季休暇や結婚休暇などの特別休暇があります。
- ・このほか病気休暇や介護休暇などがあります。  
(「育児」に関する休暇は別途記載。)

### 福利厚生

- ・年1回の定期健康診断や医師や保健師による保健指導・健康相談、人間ドック等受診時の補助などを実施しています。
- ・教員は採用されると「公立学校共済組合」に加入します。公立学校共済組合では、教員とその家族の病気、負傷、出産、死亡、休業等に関する短期給付(公的医療保険)や厚生年金等の長期給付(公的年金)、健康管理に関する各種事業や臨時に必要な資金を貸し付ける各種貸付事業、指定宿泊施設の利用補助事業などを行っており、必要に応じてこれらの利用が可能です。



充実した休暇制度!

福利厚生も充実!

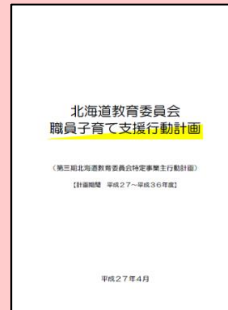
休暇制度	概要説明
年次有給休暇	・1年につき20日、20日を限度として翌年に繰越可能 ・日単位、時間単位で取得可能
特別休暇(主なもの)	・夏季休暇～7月から9月の間に3日以内 ・結婚休暇～原則、結婚の日の5日前から結婚後1月までの間に連続する5日以内 (子育てに関するものを除く) ・忌引休暇～職員の親族が死亡した場合で葬儀等の行事等のために勤務しないとき1日から連続する7日の範囲内(死亡者と職員の関係で日数が異なる)
病気休暇	・療養のために勤務しないことがやむを得ないと認められる期間 ・原則、90日未満(引き続き療養が必要な場合は「休職」となる)
その他の休暇	・介護休暇 など

## 仕事と家庭の両立

### 「子育てサポート」の取組

### 家庭もサポート!

- ・全ての教職員が仕事と家庭を両立し、子育て中であっても生き生きと働くことができる職場環境を作るための「行動計画」を策定し、仕事と子育てや職業生活と家庭生活の両立など、ワーク・ライフ・バランスの確立を重視した取組を推進しています。
- ・子育てに関する制度等の周知・理解促進や子育てに関する意識啓発のほか、育児休業を取得しやすい環境の整備など、子育てを行っていない教職員も含めた全ての教職員が子育てに対する理解や意識の醸成、職場の環境整備等を促進しています。



(子育て支援行動計画)



(子育てサポートブック)

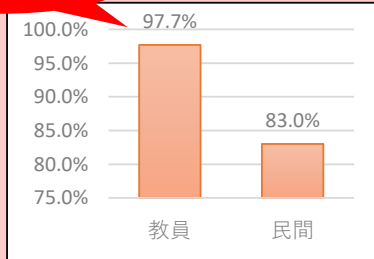
### 男女問わず 充実の休暇制度!

### 休暇・休業制度(育児関係)

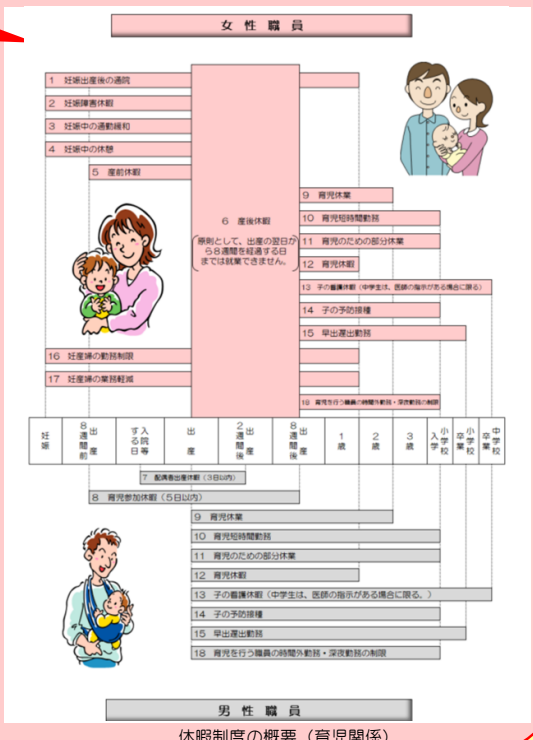
- ・育児に関する休暇は、妊娠段階から子どもが小学校を卒業するまで幅広くあり、育児休業を除いて原則有給。  
(育児休業期間は無給ですが、給料とは別の給付あり。)
- ・育児休業は、法律で定める期間(原則1歳まで、最長2歳まで)を超えて3歳まで取得可能。
- ・育児休業等を取得した教員に代わる教員を配置するなど、育児休業を取得しやすい環境を整備。
- ・男性が取得できる休暇も多数あり、取得を促進しています。

<詳しい休暇の種類や概要はこちらから>  
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/shigototokateinoryoritsu.htm>

### ほぼ全員が取得



女性の育児休業取得状況(令和元年度)



## ちょっとフレイク...

皆さんは、「働き方改革」という言葉をご存じですか?

今、社会では、少子高齢化に伴う15歳から65歳までの働き手となる人口の減少や生活スタイルの多様化などから、これまで当たり前とされてきた働き方を変えていくことが必要と言われており、こうした「働き方改革」の取組を民間企業や公務員を問わず、もちろん学校で働く教員にも進めていくことが求められています。

「学校における働き方改革」は、教員がこれまで行っていたような長時間勤務を解消して、健康で自分らしく生きるために「仕事と生活の調和」を図ることと、教員としての専門性を伸ばしていくための機会を確保することを目指し、北海道教育委員会では、例えば、教育現場でのICTの活用や、学校に教員以外の専門スタッフを配置するなどして、教員にとって学校が働きやすい環境となるよう、様々な改善を進めています。

